

運輸安全マネジメント制度は、2006年10月の導入から10年以上を経過。事故件数は減少傾向にあり、一定の効果がみられますが、運送業界の安全性向上のために運送業者は引き続き安全管理体制の改善に取り組んでいかなければなりません。

今月号からシリーズで、運輸安全マネジメント制度の主軸である、「安全管理規程に係るガイドライン」14項目【表】について紹介していきます。今回は序論として「運輸安全マネジメント制度の現状」をテーマに、I. 運輸安全マネジメント制度の概要、II. 運輸安全マネジメント制度による成果、III. 運輸安全マネジメント制度の課題について、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

【表】安全管理規程に係るガイドラインの14項目(①～⑭)ほか

序論	・運輸安全マネジメント制度の概要 ・運輸安全マネジメント制度による成果 等	⑧ 重大な事故等への対応	・重大事故等への対応手順 ・対応訓練の実施 等
① 経営トップの責務	・関係法令等の遵守と安全最優先の原則の内部徹底 ・輸送の安全に必要な人員や設備等の確保 等	⑨ 関係法令等の遵守の確保	・関連する法令 ・法令遵守状況の確認 等
② 安全方針	・安全方針の策定 ・安全方針の周知 等	⑩ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	・管理者、従業員への教育 ・教育の有効性、効果把握 等
③ 安全重点施策	・輸送の安全確保に関する目標 ・目標を達成するために必要な取組計画 等	⑪ 内部監査	・監査計画の策定 ・内部監査要員の教育、訓練 等
④ 安全統括管理者の責務	・安全管理体制の構築および取り組みの立案 ・実施、安全重点施策の進捗管理 等	⑫ マネジメントレビューと継続的改善	・マネジメントレビュー実施体制、方法の確立 ・継続的な改善事例 等
⑤ 要員の責任・権限	・役割 ・権限に関する明確化の事例 等	⑬ 文書の作成及び管理	・文書管理のポイント、手順 ・関係法令等により義務付けられている文書 等
⑥ 情報伝達及びコミュニケーションの確保	・縦断的、横断的な情報の共有 ・外部に対する情報の公表 等	⑭ 記録の作成及び維持	・記録作成のポイント ・関係法令等により義務付けられている記録 等
⑦ 事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用	・事故、ヒヤリハットの収集 ・収集した事故、ヒヤリハットの活用 等	まとめ	・安全文化の構築 ・運輸安全マネジメントの定着に向けて 等

出典：国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I. 官民が二人三脚で輸送の安全性を高める制度

はじめに、運輸安全マネジメントの概要について確認しましょう。

運輸安全マネジメント制度は、2005年に連続して発生したヒューマンエラーに起因すると考えられる事故やトラブルを契機として導入されました。運輸事業者の経営トップから現場までが、一丸となって安全管理体制を構築・改善することにより輸送の安全性を向上させることが目的です。

この制度によって、運輸事業者は自ら積極的に

国土交通省が示した14項目の安全輸送の取り組み(安全管理規程に係るガイドライン)【表】を推進し、PDCAサイクルを回しながら継続的に改善することが求められるようになりました。一方、国土交通省は運輸事業者の取り組み状況を確認し、助言を行います(運輸安全マネジメント評価)。

このようにみると、運輸安全マネジメント制度は官民が二人三脚で輸送安全の取り組みを改善させ、より一層の安全を目指す制度であると考えられます。

II. 制度導入により一定の効果

では、運輸安全マネジメント制度が導入されたことにより、どのような変化があったのでしょうか？

2009年度から14年度において、トラック事業者の死傷事故件数の減少率が事業者全体で約1割だったのに対して、運輸安全マネジメント制度の適用対象である事業者では約3割まで減少しました。また06年度

から13年度において、制度対象となっているバス事業者に対する支払い保険金額が約7割減少しました。これらの変化を受けて国土交通省では、「安全管理体制の構築が着実に進み、一定の効果が現れてきている」と運輸安全マネジメント導入後10年を総括しています。

※詳細は

III. 中小規模事業者における安全管理体制の構築が課題

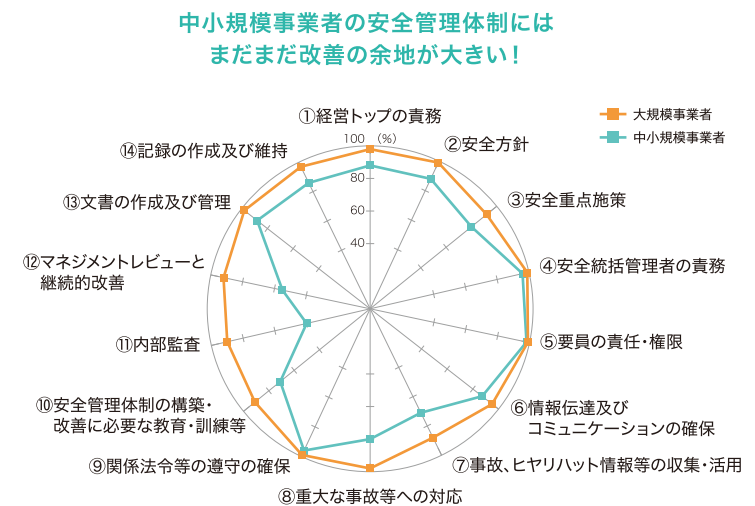
一定の成果がみられた運輸安全マネジメント制度は今後、どのような方向に進むのでしょうか？

国土交通省からは、「運輸安全マネジメント制度は安全性の向上に有効であり、時代の変化を踏まえて深化させ更なる展開を図る」というスタンスが示されています。特に中小規模事業者での安全管理体制は、大規模事業者と比較して不十分であるため、体制

の構築は差し迫った重要な課題であるとされています【グラフ】。

次号以降では、運輸安全マネジメントのガイドライン14項目に沿って取り組みのポイントや事例を解説していきます。実情に合わせて、安全管理体制の構築に向けて参考にしてください。

【グラフ】14の評価項目別取り組み状況の充足率(事業規模別)(2014年度)



出典：国土交通省「運輸安全マネジメント制度導入10年の総括と今後の展開について」より作成